

第 5 民事部

訴 状



3907

2017 (平成29) 年4月20日

大阪地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士

永 嶋 靖 久



同

岸 上 英 二



当事者の表示	別紙の通り
請求の趣旨	別紙の通り
請求の原因	別紙の通り
証拠方法	証拠説明書の通り
添付書類	別紙の通り

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 金 220万 円

貼用印紙額 金 16,000 円

請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金220万円およびこれに対する平成25年1月31日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに仮執行宣言を求める。

請求の原因

1 事案の概要

原告の団体交渉の申入れを被告が拒否したことにより原告の団体交渉権，団結権が侵害された。これは不法行為であり，原告はこの不法行為により有形無形の損害金200万円，及び本訴提起にかかる弁護士費用として金20万円の損害を被った。本件は原告が被告に対して，この損害の賠償を請求する事案である。

なお，被告が原告からの団体交渉の申し入れを拒否したことについては，大阪府労働委員会が団交応諾を命じ（甲1），中央労働委員会が被告の再審査申立を棄却し（甲2），東京地方裁判所が被告の不当労働行為救済命令取消請求を棄却し（甲3），東京高等裁判所が被告の控訴を棄却し（甲4），最高裁判所が被告の上告を棄却し，上告審として受理しない旨決定している（甲5）。

2 当事者，交渉経緯の概要及び救済命令・行政訴訟の概要

（甲3・4において争いのない事実等として認定された事実による）

(1) 当事者等

ア 被告は，レンタルビデオ店舗，リサイクル店舗等を全国展開するゲオグループの持株会社であり，株式会社ゲオ（以下「訴外会社」という。）を含むゲオグループに属する被告の子会社の管理業務を受託している。

被告の本店（以下「本件本社」という。）は，平成25年1月当時，愛知県春日井市（以下，単に「春日井市」という。）にあったが，同年7月19日，名古屋市に移転した。

イ 訴外会社は，CD，DVD等のレンタル，ゲームや書籍の販売等を行う株式会社であり，被告の子会社である。

ウ 訴外伊集院純（以下「伊集院」という。）は，大阪市に居住し，同市所在の訴外会社の店舗（関目高殿店。以下「本件店舗」という。）にアルバイト社員として勤務する者である。

伊集院と訴外会社は、平成23年12月1日頃、契約期間を1年間とする労働契約（以下「本件契約」という。）を締結し、以後、契約の更新を重ねて、訴外会社での勤務を続けている。

エ 原告は、大阪市に主たる事務所（以下「本件事務所」という。）を有する労働組合であり、伊集院は、平成24年9月6日、原告に加入した。

オ 被告は、本件契約に係る団体交渉につき、労働組合法（以下「労組法」という。）上の使用者に当たる。

(2) 被告と原告との間の交渉経緯等

ア 原告は、訴外会社に対し、平成25年1月10日、同日付けの団体交渉申入書（甲6。以下「本件申入書1」という。）により、訴外会社が希望する大阪市内の場所又は本件事務所において団体交渉を行いたい旨等を申し入れたが、訴外会社は、原告に対し、同月16日、同日付けの回答書（甲7。以下「本件回答書1」という。）により、業務繁用を理由に回答の延期を申し入れ、あわせて、協議事項についての要望を申し入れた。

イ 原告は、被告に対し、平成25年1月24日、同日付けの回答及び団体交渉申入書（甲8。以下「本件申入書2」という。）により、被告が希望する大阪市内の場所又は本件事務所において団体交渉を行いたい旨等を申し入れたが、訴外会社は、原告に対し、同月31日、同日付けの回答書（甲9。以下「本件回答書2」という。）により、団体交渉の開催場所を春日井市内又は名古屋市内と指定する旨等を回答した。

ウ 原告は、被告に対し、平成25年2月6日、同日付けの回答及び団体交渉申入書（甲10。以下「本件申入書3」という。）により、被告が希望する大阪市内の場所又は本件事務所において団体交渉を行うことを要請する旨等を申し入れたが、訴外会社は、原告に対し、同月12日、同日付けの回答書（甲11。以下「本件回答書3」という。）により、団体交渉を被告側が指定する春日井市内又は名古屋市内で行うことを提案する旨等を

回答した。

エ 原告は、被告に対し、平成25年2月14日、同日付けの回答及び団体交渉申入書（甲12。以下「本件申入書4」という。）により、本件事務所において団体交渉を行うことを提案する旨等を申し入れたが、訴外会社は、原告に対し、同月15日、同日付けの回答及び質問書（甲13。以下「本件回答書4」という。）により、被告側が原告の呼出しに応じてなぜ本件事務所で団体交渉を行わなければならないのか、その法的根拠を明示してほしい旨、訴外会社は名古屋市内での団体交渉も提案している旨等を回答した。

オ 原告による上記アの申入れから上記最高裁の決定に至るまで、被告と原告との間で団体交渉は行われていない。

(3) 救済命令の申立てに係る経緯等

ア(ア) 原告は、被告を被申立人として、大阪府労委に対し、平成25年2月19日、原告が本件申入書2から4までによって行った団体交渉の申入れにつき、被告側が団体交渉の開催場所を春日井市内又は名古屋市内とすることを提案する旨を回答し、原告の希望する大阪市内での団体交渉が開催されなかったことについて、被告が労組法7条2号の規定に違反した旨の申立てをした（大阪府労委平成25年（不）第4号事件）（甲1）。

イ(イ) 大阪府労委は、平成26年1月27日付けで、被告の上記対応は労組法7条2号の不当労働行為に当たるとして、被告に対し、原告との間で団体交渉の開催場所に係る協議が調うまでの間の大阪市内での団体交渉の応諾及びこれに関する文書の手交を命じる命令（初審命令）を発し、同月29日、初審命令に係る命令書を被告に交付した（甲1）。

イ(イ) 被告は、原告を相手取り、中労委に対し、平成26年2月6日、初審命令の取消し及び原告の上記申立ての棄却を求める再審査の申立てを行

った（甲2）。

(イ) 中労委は、平成27年1月28日、被告の上記対応は労組法7条2号の不当労働行為に当たるとして、上記再審査の申立てを棄却する旨の命令（本件命令）を発し、同年2月16日、本件命令に係る命令書を被告に交付した（甲2）。

ウ(7) 被告は、平成27年3月5日、本件命令の取消しを求めて東京地方裁判所に不当労働行為救済命令取消請求の訴えを提起した。

(イ) 東京地方裁判所は、平成28年4月25日、被告の請求を棄却した（甲3）。

エ 被告は、上記請求棄却の判決に対して控訴したが、平成28年10月12日、東京高等裁判所は控訴を棄却した（甲4）。

オ 被告は、上記控訴棄却の判決に対して上告及び上告受理申立てをしたが、平成29年3月2日、最高裁判所は上告を棄却し、上告審として受理しない旨決定した（甲5）。

3 団体交渉拒否にかかる経緯

（甲3・4が、上記争いのない事実等に記載した各事実に加え、当事者間に争いのない事実、証拠及び弁論の全趣旨により適法に認定した事実による）

(1)ア 原告は、訴外会社に対し、平成25年1月10日、本件申入書1により、要旨以下の要領で団体交渉を行いたい旨を申し入れた。

(7) 日時

平成25年1月22日から同月24日までのいずれかの合意できる日時から2時間程度

(イ) 場所

訴外会社が希望する大阪市内の場所又は本件事務所

(ウ) 出席者

a 原告側

原告の交渉委員 5 名以内及び伊集院

b 訴外会社側

訴外会社の代表者社長又はその委任を受けた当事者能力のある任意の者

(エ) 協議事項

a 伊集院に関わる勤務時間

b その他関連事項

イ 上記アの申入れを受け、訴外会社は、原告に対し、平成 25 年 1 月 16 日、本件回答書 1 により、業務繁用を理由に回答の延期を申し入れ、あわせて、上記ア（エ） a の協議事項については、協議の対象となる具体的な内容と要望を明示してほしい旨、同 b の協議事項については、具体的な内容を伴わないため協議事項から削除してほしい旨を申し入れた。

この際、訴外会社は、原告に対し、上記申入れに対する回答は被告人事部の中田次長にするよう申し入れた。

(2)ア 原告は、被告に対し、平成 25 年 1 月 24 日、本件申入書 2 により、要旨以下の要領で団体交渉を行いたい旨を申し入れた。

(ア) 日時

平成 25 年 2 月 18 日、同月 19 日のいずれかの合意できる日時から 2 時間程度

(イ) 場所

被告が希望する大阪市内の場所又は本件事務所

(ウ) 出席者

a 原告側

原告の交渉委員 5 名以内及び伊集院

b 被告側

被告の代表者社長又はその委任を受けた当事者能力のある任意の者

(x) 協議事項

a 伊集院に関わる勤務時間

(a) 伊集院の訴外会社における現在の勤務は週2日で、1日当たりの勤務時間は4時間から5時間であるが、これを週2日以上、1日当たりの勤務時間を9時間とすることを要望する。

(b) 雇用契約書の内容及び従業員に不利益となる事項について、当該従業員の同意なしに変更、決定しないことを全従業員に通知することを要望する。

b その他関連事項

上記a(a) に関して根拠となる雇用契約書及び被告側の就業規則、労働基準法等

イ(7) 被告は、訴外会社の親会社であり、訴外会社には管理部門がなく、その管理業務を訴外会社から受託していた。具体的には、原告が上記ア(エ)で挙げた訴外会社の雇用契約書の内容の改定、従業員に不利益となる事項について当該従業員の同意なしに変更、決定しないことを全従業員に通知すること、雇用契約書、就業規則の協議については、本件本社にある被告の人事部の次長等が決裁権限を有していた。

上記アの申入れを受け、中田次長は、上記各協議事項の決裁権限は被告の人事部にあるところ、被告の管理部門の責任者会議が平成25年2月18日に予定されていたことから、団体交渉の開催は同月19日とすることとした。また、中田次長は、人事部の担当者は本件本社に常駐すべきであり本件本社を離れると業務に支障を来すこと、特に、同月19日は被告の従業員の給与の確定日であり、上記担当者が大阪に出向いて本件本社を4時間から5時間離れると給与業務に支障があることから、大阪市内での団体交渉には応じられないと考え、団体交渉の開催場所と

して本件本社の所在地の春日井市内又は名古屋市内を提案することとした。これに合わせ、中田次長は、団体交渉の開催場所として、春日井市内の貸会議室を仮予約した。

- (イ) 訴外会社は、原告に対し、平成25年1月31日、本件回答書2により、日時については同年2月19日の2時間程度とし、場所については、被告側の人事管理を担当する部署が本件本社にあり、決裁権限を有する者が本件本社に常駐しているので、被告側が指定する本件本社の所在地である春日井市内又は名古屋市内の場所を指定する旨を回答した。

この際、訴外会社は、原告に対し、上記日時及び場所に関する原告の意見は中田次長に回答するよう申し入れた。

他方、被告は、平成25年2月19日が被告の従業員の給与の確定日であり、人事部の担当者が本件本社を長時間離れると給与業務に支障があることを含め、大阪市内での団体交渉には応じられないとする理由を、原告に説明しなかった。

さらに、被告は、人事部の担当者が大阪市内に出向くことのできる日程や、大阪市内での団体交渉の開催についての検討はしていなかった。

- (3)ア(7) 原告は、被告に対し、平成25年2月6日、本件申入書3により、要旨以下の要領で団体交渉を開催することを要請する旨を申し入れた。

a 日時

平成25年2月19日の午後2時から午後4時まで

b 場所

被告が希望する大阪市内の場所又は本件事務所

- (イ) 本件申入書3には、上記(ア)の内容のほか、原告は従来から労働者の勤務地において団体交渉を行ってきた経緯から上記(ア) bの場所での団体交渉の開催を要請する旨、使用者が遠隔地の本社での団体交渉に固執したことにつき合理的な理由がないとして団体交渉拒否に当たると

判断され労働委員会が救済命令を発した例がある旨が記載されていた。

イ(7) 上記アの申入れを受け、中田次長は、被告の顧問弁護士に法的な見解を問い合わせた上、被告には本件事務所で団体交渉をしなければならない義務はなく、また、本件事務所で団体交渉をすると原告側のペースで原告に有利に団体交渉が進められるなど被告にとって不利益になるおそれがあると考え、本件事務所での団体交渉を行わないこととした。

(4) 訴外会社は、原告に対し、平成25年2月12日、本件回答書3により、団体交渉の場所及び日時につき、伊集院が勤務する本件店舗には事務所があるが、同事務所の壁面の上部は開放されており、同事務所での会話が売場の従業員や顧客に聞こえるような構造になっていること、同事務所内には釣銭の金庫や商品、従業員用のロッカーなどがあり、従業員の出入りが常時あるため、団体交渉を行う場所にはふさわしくなく、したがって、伊集院の勤務地で団体交渉を行うことはできないこと、被告側は大阪市内には団体交渉ができるような施設を有していないことを指摘した上、誠に申し訳ないが、同月19日に、被告側が指定する本件本社の所在地である春日井市内又は名古屋市内で団体交渉を行うことを再度提案する旨を回答した。

また、この際、訴外会社は、原告に対し、上記場所及び日時に関する原告の意見については中田次長に回答すべき旨を申し入れた。

(4)ア(7) 原告は、被告に対し、平成25年2月14日、本件申入書4により、要旨以下の要領で団体交渉を開催することを提案する旨を申し入れた。

a 日時

平成25年2月19日の午後2時から午後4時まで

b 場所

本件事務所

(4) この際、原告は、被告に対し、上記場所につき、原告はこれまでに行

ってきた上記（１）から（３）までの団体交渉の申入れにおいては、団体交渉の開催場所として本件事務所も提案している旨、被告側が上記場所として勤務地以外の場所又は本件事務所以外を指定する場合には、団体交渉拒否として大阪府労委に不当労働行為救済申立てを行う旨を通知した。

イ 上記アの申入れを受け、訴外会社は、原告に対し、平成２５年２月１５日、本件回答書４により、原告は本件事務所を団体交渉の場所として提案し、本件本社の所在地の近辺での団体交渉を一貫して拒否しているが、被告側が原告の呼出しに応じてなぜ本件事務所で団体交渉を行わなければならないのか、その法的根拠について明示してほしい旨、被告側は被告側及び原告側の双方に交通の便のよい名古屋市内での団体交渉の開催も提案していることを付言する旨を回答した。

また、この際、訴外会社は、原告に対し、上記場所に関する原告の意見については中田次長に書面で回答すべき旨を申し入れた。

(5) 原告の担当者は、平成２５年２月１８日、中田次長に電話をかけ、「明日は団体交渉ですが」などと話したが、中田次長は、上記発言の趣旨が分からないと考え、書面を出してほしい旨を伝えた。一方で、中田次長は、原告が団体交渉のために本件本社を訪れた場合に備え、仮予約済みの春日井市内の貸会議室と本件本社の会議室の空き状況の確認を行った。

(6) 原告は、被告に対し、平成２５年２月１９日、同日付けの回答書（甲１４。以下「原告回答書」という。）により、原告は本件申入書３によって遠隔地の本社での団交に固執した使用者が団交拒否と判断された労働委員会の命令があることを指摘した旨、原告は団体交渉での話し合いを基本としている旨、原告はこれ以上の文書のやり取りでは平行線のままであると思うので第三者機関である大阪府労委に団体交渉拒否による不当労働行為救済申立てを行う旨を通知した。

(7) 原告は、被告を相手取り、大阪府労委に対し、同日、被告側が原告による本件申入書2から4までによる団体交渉の申入れについて春日井市内又は名古屋市内を提案する旨を回答し、原告の希望する大阪市内での団体交渉が開催されなかったことについて、被告に労組法7条2号違反がある旨の申立てをした（大阪府労委平成25年（不）第4号事件）。

4 被告の団体交渉拒否が不当労働行為にあたること

（甲3、4が上記事実と被告の主張に照らして検討した判断による）

(1)ア 原告は、本件申入書2から4までにおいて、一貫して大阪市内での団体交渉の開催を希望していたところ、上記団体交渉の協議事項には伊集院の労働関係に係るものが含まれていたことに照らせば、伊集院が上記団体交渉に出席することには必要性、合理性があるというべきであるし、実際にも、原告は伊集院が上記団体交渉に出席することを予定していたのである。このような事情の下では、原告が、協議事項に係る労使関係が現に生じている場所である労働者の就業場所（大阪市）で団体交渉を開催することを希望することには合理性があるものというべきであるし、また、伊集院の当該団体交渉への出頭を容易にする観点からも、大阪市内で団体交渉を行うことには合理性があるものというべきである。

イ この点、団体交渉を大阪市内で開催する場合には、被告側が大阪市内まで出向く必要があるという点で被告に負担が生じるが、かかる負担は、被告が持株会社の形態をとり、被告の子会社の人事に関する権限を被告の人事部に所管させたことに伴って生じたものといえるし、また、被告側は団体交渉の出席者を委任等の方法を通じて代替することも可能であることや被告と伊集院との経済力の差に照らせば、被告側にかかる負担が生じることによって上記合理性が否定されるものではないというべきである。

ウ また、原告は、被告に対し、本件申入書4において団体交渉の開催場所

を本件事務所に限定して申入れをし、本件申入書3,4において大阪府労委への申立ての意向を示すなどしているが、それまで原告は、本件申入書1から3まででは訴外会社又は被告が希望する大阪市内の場所も開催場所に掲げていたにもかかわらず、被告からは、本件事務所以外の大阪市内における開催場所の再提案もなく、春日井市内又は名古屋市内以外での開催には応じる余地がないかのような対応がされたという経過を受けてのことであり、原告が上記限定を行ったのは被告側が原告に対して本件回答書3によって被告側が大阪市内には団体交渉ができるような施設を有していない旨を述べたことに起因するものと考えられる上、上述のとおり、団体交渉を大阪市内で開催することに必要性、合理性があるというべきことに照らせば、原告が上述のような対応をしたことにつき、それが不誠実なものであったと評価されるものではないというべきである。

(2)ア 他方、被告は、団体交渉の開催場所として、春日井市内又は名古屋市内での開催を一貫して希望していたところ、原告が申し入れた協議事項が被告の人事部が決裁権限を有するものであり、同人事部が春日井市内に所在することに照らせば、被告が上述のような希望をすることにも一応の理由はあるものといえることができる。

イ しかし、原告は平成25年2月19日の大阪市内での団体交渉の開催及び被告側からの当事者能力のある任意の者の出席を求めているところ、仮に、中田次長が同日に大阪市内での団体交渉に出席することに支障があったとしても、他の者に権限を委任して出席させることも可能であったものと考えられるし、また、被告側が中田次長の出席が必須であると考えており、あるいは、中田次長に代わる者があったとして、上記日程の出席に支障があったと考えていたとしても、原告に対して被告側のこのような事情を説明して日程の変更を求めるなどの対応も十分に可能であったものと考えられる。

ウ しかるに、被告は、原告に対し、上述のような事情を説明することもなく、また、原告に対し、上述の団体交渉の開催日や被告側の出席者について変更を求めることもなかったというのであり、さらには、人事部の担当者が大阪市内に出向くことのできる日程や、大阪市内で団体交渉を開催することにつき、検討もしていなかったというのである。

かえって、被告は、原告に対し、大阪市内での団体交渉を行わない理由として、決裁権限を有する者が本件本社に常駐している旨、被告は大阪市内には団体交渉ができるような施設を有していない旨を述べているが、上述の決裁権限を有する者が本件本社に常駐している旨の説明は、被告の一般的な体制を説明するにとどまり、かかる説明のみをもって、中田次長が上記平成25年2月19日の団体交渉に出頭することが困難である理由が理解されるとはいえない。そもそも、被告が大阪市内で団体交渉を行わない真の理由が上記平成25年2月19日の団体交渉への中田次長の出頭困難にあるのであれば、被告は原告に対してかかる真の理由を説明してしかるべきである。

エ さらに、被告は原告に有利に団体交渉が進められるなど被告に不利益になるおそれがあると考えて本件事務所で団体交渉を行うことに同意しなかったというのであるが、本件申入書1から3まででは開催場所として本件事務所に加えて訴外会社又は被告が希望する大阪市内の場所も掲げられており、被告が春日井市内に貸会議室を仮予約していたことからすれば、大阪市内においても同様の措置をとるという選択肢も容易に想起できることを踏まえると、被告には本件事務所以外の大阪市内における開催場所を原告と協議する十分な機会が与えられていたものとみることができる。

オ 上記のような事情の下で、被告は、原告に対し、本件回答書4により、被告側が原告の呼出しに応じて本件事務所での団体交渉を行わなければならない法的根拠を示すよう求めているのであって、被告のかかる申入れは、

これを見る者に被告は本件事務所ひいては大阪市内での団体交渉の開催に任意に応じる意思はないことを表明したものと評価されてもやむを得ないものというべきである。

- (3) かかる経緯に照らせば、原告が、本件回答書4を受け、これ以上の協議の進展が望めないと考えたことにも無理からぬところがあるというべきであり、ひいては、原告が被告に対して原告回答書を送付した上、大阪府労委に申立てを行ったことが不誠実な対応であったということはできない。

他方、上記(2)、特に、被告が原告に対して被告が大阪市内での団体交渉を行わない理由を説明せず、かえって、被告側が原告の呼出しに応じて本件事務所での団体交渉を行わなければならない法的根拠を示すよう求めたことに照らせば、被告には原告からの団体交渉を行いたい旨の申入れに真摯に対応する意思がなかったと評価されてもやむを得ないものというべきである。

- (4) 以上に照らせば、上述の原告からの本件申入書2から4までによる団体交渉の申入れに対する被告の一連の対応は全体的に見て不誠実なものであったというべきであり、被告は、かかる対応により、団体交渉をすることを正当な理由なくして拒んだものというべきである。

被告は、人事につき決裁権限を有する中田次長が本件本社を離れると業務に支障を生ずること、春日井市又は名古屋市で団体交渉を行う旨提案していたことを前提に、被告と原告との間では団体交渉のルールについて協議中であったこと、開催場所等の団体交渉のルールは当事者の自治に委ねられており、安易に誠実義務違反を認めるべきでないこと、使用者に求められる誠実性は、組合の対応や交渉の経緯に鑑みて相関的に判断されるべきであること、被告担当者が交渉権限を中田次長以外の者に委任しないことを誠実義務違反の理由とすべきでないことからすれば、被告の対応は労組法7条2号の不当労働行為に当たらないと主張する。しかし、団体交渉開催場所を大阪市内と

することに合理性がある本件において、いくら交渉ルール（日時場所等）の協議中であったとはいえ、被告は、大阪市内を開催場所とする提案に応じない理由を十分具体的に説明せず、別の開催日設定や交渉権限の委任の模索もしないまま、原告に対して開催場所を大阪市内の本件事務所とすべき法的根拠の説明という交渉実現に直結しない事項に時間を費やすなどしていたものである。

被告は、団体交渉をすることを正当な理由なくして拒んだと言わざるを得ない。

そうすると、被告は、労組法7条2号の禁止する不当労働行為を行ったものというべきである。

5 被告の団体交渉拒否が不法行為に当たること

被告は原告からの団体交渉の申し入れに対して真摯に対応すべき義務があり、その義務があることを認識しながら、真摯に対応する意思を持つことなく、上記のとおり大阪市内を開催場所とする提案に応じない理由を十分具体的に説明せず、別の開催日設定や交渉権限の委任の模索もしないまま、原告に対して開催場所を大阪市内の本件事務所とすべき法的根拠の説明という交渉実現に直結しない事項に時間を費やすなどして、平成25年1月24日付団体交渉申し入れ以降、平成29年3月2日、最高裁判所が上告を棄却し、上告審として受理しない旨決定するまで、4年以上にわたって、団体交渉を拒否し続けた。

これは原告の団体交渉権、団結権を違法に侵害する不法行為であるとともに、原告の社会的評価の低下を招来し、その活動を阻害するものとしても不法行為にあたる。

不法行為が開始された日は、原告の本件申入書2に対して、被告が訴外会社をして本件回答書をもって回答させた平成25年1月31日である。

6 原告の損害

原告は不当労働行為の救済を求めて、大阪府労委の調査・審問に申立人として計6回、中労委の調査・審問に再審査被申立人として中労委に計4回、東京地裁の弁論に補助参加人として計2回、東京高裁の弁論に補助参加人として1回の、出頭を余儀なくされた。とりわけ、中労委の調査・審問、東京地裁、東京高裁の弁論は、中労委の審問は原告代表者と証人の2名、それ以外は原告代表者1名につき大阪・東京間の往復約3万円の交通費と全1日を要するものであった。これ以外にも、原告は被告の不法行為により様々に出捐を被った。

また、原告は有形の損害に加えて、無形の損害を被った。

これら、有形無形の損害の額は金200万円を越える。弁護士費用としては金20万円を超える。

7 最高裁判決以後の事情

- (1) 平成29年2月28日、訴外会社は、伊集院に対して同日付「雇止め予告通知書」をもって、同年3月31日を雇用契約期間終了日として雇止めする旨通知した（甲15）。
- (2) 2017年3月4日、原告は、被告に対して、同日付団体交渉申入書、同要求書をもって、以下の事項につき、団体交渉を申し入れた（甲16、甲17）。同要求書記載の要求事項は①団交申入書に従い、団体交渉を行う事、②被告の不当労働行為により、原告の団体交渉権が侵害されたことに対する慰謝料として、200万円を支払う事、③2017年2月28日付、伊集院に対する「雇止め予告通知書」を撤回すること、であった。同団体交渉申入書記載の協議事項は①別紙、要求書について、②不当労働行為命令が確定されたことに対し、組合に謝罪すること及びその責任について、③不当労働行為に至る経過、労働委員会（大阪及び中労委）の命令、東京地裁、東京高裁、最高裁判所での行政訴訟の判決を明らかにし、今後の会社の姿勢を文書にして全従業員に公表すること、④伊集院に関わる雇用契約上の勤務時間について

- て、この時間を増減する場合においては、当該組合員の同意を得ること。また、全アルバイト従業員に対し、各々のアルバイト雇用契約書で交わした1週の労働時間を増減する場合においては、アルバイト従業員の同意を得て行う旨を、文書にて周知すること、⑤伊集院が著しく勤務時間を減らされた期間について、その理由と誰の指示により行われたことかについて、伊集院に説明するとともに、伊集院の勤務時間削減に関わった者への処分を行うこと、⑥伊集院が平成26年6月9日付け「催告書」で請求した契約不履行による未払い賃金もしくは損害賠償金53万4400円に、同日から支払うまで年6分の割合による遅延損害金を加算して支払うこと、⑦店舗運営に関わる事項について、アルバイト従業員への説明、同意無しに、それらが無断で実行しないこと、⑧労働基準法を遵守し、全従業員に就業規則の周知徹底すること。有休休暇取得とその行使方法を示すことなど、⑨社会保険（健康保険、厚生年金）、雇用保険の加入資格のあるアルバイト従業員について、その制度を周知徹底し加入を認めること、⑩上記、各項に関連ある事項、であった。
- (3) 2017年3月8日、被告は原告に対して同日付回答書をもって、上記団体交渉申し入れにつき、既に履行済みないしは履行不能及び義務的団体交渉事項ではないことなどを理由としてこれを拒否した（甲18）。

よって、原告は被告に対し、不法行為に基づき、金220万円およびこれに対する不法行為が開始された日である平成25年1月31日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

添付書類

- | | | |
|---|---------|----|
| 1 | 訴訟委任状 | 2通 |
| 2 | 登記事項証明書 | 2通 |

当事者の表示

〒530-0044

大阪市北区東天満一丁目10番12号新日本天満ビル401号

原告 関西ユニオン
代表者 仲村 実

〒573-0027

大阪府枚方市大垣内町二丁目16番12号サクセスビル4階

枚方法律事務所（送達場所）

電話 072-843-3200 FAX 072-843-3202

原告 訴訟代理人弁護士 永嶋 靖久

〒530-0047

大阪市北区西天満二丁目6番8号堂島ビルヂング4階422号室

空心法律事務所

電話 06-6366-0657 FAX 06-6366-0687

原告 訴訟代理人弁護士 岸上 英二

〒460-0014

名古屋市中区富士見町8番8号

被告 株式会社ゲオホールディングス
代表者代表取締役 遠藤 結蔵